

議第228号

令和元年度京都市一般会計補正予算

令和元年度京都市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ727,000千円を補正し、歳入歳出それぞれ796,850,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第2条 市債の補正は、「第2表市債補正」による。

令和元年11月29日提出

京都市長 門川大作

提案理由

繰入金、市債等を財源として、交通安全対策及び職員の給与改定等に要する経費等を補正する必要があるので提案する。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
11財産収入		7,615,699	100,000	7,715,699
	1財産運用収入	4,654,932	100,000	4,754,932
13繰入金		19,895,072	603,000	20,498,072
	2基金繰入金	18,260,119	603,000	18,863,119
16市債		92,320,000	24,000	92,344,000
	1市債	92,320,000	24,000	92,344,000
歳入合計		796,123,000	727,000	796,850,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1議会費		2,215,000	7,000	2,222,000
	1議会費	2,215,000	7,000	2,222,000
2総務費		51,278,000	44,000	51,322,000
	1総務管理費	31,885,299	44,000	31,929,299
3文化市民費		30,274,000	130,000	30,404,000
	1文化市民総務費	11,375,367	130,000	11,505,367
4保健福祉費		225,101,000	46,000	225,147,000
	1保健福祉総務費	39,103,989	44,976	39,148,965
	3障害者福祉費	54,344,060	554	54,344,614
	4老人福祉費	47,140,085	470	47,140,555

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
5 子ども若者はぐくみ費		114,270,000	84,000	114,354,000
	1 子ども若者はぐくみ総務費	9,502,379	26,000	9,528,379
	2 子ども若者はぐくみ事業費	104,405,716	58,000	104,463,716
6 環境費		27,890,000	29,000	27,919,000
	1 環境総務費	9,439,822	29,000	9,468,822
7 産業観光費		42,493,000	7,000	42,500,000
	1 産業観光総務費	3,086,573	7,000	3,093,573
8 計画費		20,070,000	16,000	20,086,000
	1 計画総務費	6,155,721	16,000	6,171,721
9 土木費		31,396,000	69,000	31,465,000
	1 土木総務費	5,822,033	19,000	5,841,033
	3 道路橋りょう費	6,586,522	50,000	6,636,522
10 消防費		22,073,000	49,000	22,122,000
	1 消防総務費	17,417,424	49,000	17,466,424
11 教育費		109,479,000	240,000	109,719,000
	1 教育総務費	86,016,630	240,000	86,256,630
14 諸支出金		30,659,000	6,000	30,665,000
	1 公営企業費	29,098,000	6,000	29,104,000
歳出合計		796,123,000	727,000	796,850,000

## 第2表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額 <small>千円</small>	補正額 <small>千円</small>	補正後の額 <small>千円</small>			
都市整備費	6,558,000	24,000	6,582,000	証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)又 は消費貸借 の方法によ る。	<small>%</small> 8.0以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 については、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率	起債の日か ら据置期間 を含め30年 以内に、元 利均等その 他の方法に より償還す る。ただし、 財政の都合 その他によ っては、繰 上償還をす ることができる。
計	92,320,000	24,000	92,344,000			